

# 滋賀県庁舎および各合同庁舎 電気自動車・プラグインハイブリッド 自動車用充電施設利用要領

## 1 利用者の範囲

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「E V等」という）で来庁され、滋賀県庁舎および各合同庁舎E V等用充電施設使用届に記載された留意事項を遵守いただける方

## 2 利用可能日

平日（土日、祝日、12/29～1/3、お盆期間はご利用いただけません）

## 3 利用可能時間

午前9時～午後4時30分まで

## 4 利用方法

利用を希望される方は、事前に電話により利用希望日時を下記連絡先までお知らせください。直接、お越しいただいても状況等によりご利用いただけない場合があります。また、充電開始前・終了時に職員の立会を受ける必要があります。なお、ご利用にあたり、各年度の1回目の利用時にE V等用充電施設使用届を提出いただく必要があります。

## 5 費用負担

無 料（E V等の普及促進のため、当分の間無料）

## 6 設置場所・連絡先等

| 設置場所                         | 連絡先（環境事務所等）                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------|
| 滋賀県庁舎<br>滋賀県大津市京町四丁目 1-1     | 総合企画部CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課<br>077-528-3490 |
| 南部合同庁舎<br>滋賀県草津市草津三丁目 14-75  | 南部環境事務所<br>077-567-5444                       |
| 甲賀合同庁舎<br>滋賀県甲賀市水口町水口 6200   | 甲賀環境事務所<br>0748-63-6133                       |
| 東近江合同庁舎<br>滋賀県東近江市八日市緑町 7-23 | 東近江環境事務所<br>0748-22-7758                      |
| 湖東合同庁舎<br>滋賀県彦根市元町 4-1       | 湖東環境事務所<br>0749-27-2255                       |
| 湖北合同庁舎<br>滋賀県長浜市平方町 1152-2   | 湖北環境事務所<br>0749-65-6650                       |
| 高島合同庁舎<br>滋賀県高島市今津町今津 1758   | 高島環境事務所<br>0740-22-6066                       |

## 7 注意事項

滋賀県庁舎および各合同庁舎E V等用充電施設使用届に記載された留意事項を遵守いただく必要があります。

## 8 滋賀県における電気自動車普及促進に関するお問い合わせ先

滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県総合企画部 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課  
TEL：077-528-3490 FAX：077-528-4808